

(新)	(旧)
病院内保育所運営費補助金交付要綱	病院内保育所運営費補助金交付要綱
第1条～第9条 略	第1条～第9条 略
<u>(申請の取下げ)</u> <u>第10条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、第8条第1項の規定による交付の決定の通知を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。</u>	
(補助金の概算払) 第11条 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内で補助金の概算払をすることができる。 2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、概算払請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。	(補助金の概算払) 第10条 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内で補助金の概算払をすることができる。 2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、概算払請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。
(変更の承認の申請) 第12条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、変更承認申請書（第7号様式）に、知事が必要と認める資料を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。<u>ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。</u> <u>(1) 事業の内容の変更を伴わない補助金の額の20%以内の減額</u> <u>2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。</u>	(変更の承認の申請) 第11条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、変更承認申請書（第7号様式）に、知事が必要と認める資料を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りではない。
	<u>(軽微な変更)</u> <u>第12条 前条のただし書きの軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。</u> <u>(1) 補助事業の内容の著しい変更</u> <u>(2) 補助金の交付決定額の20%を超える減額</u>
(指示及び検査) 第13条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。	(指示及び検査) 第13条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。
<u>(状況報告)</u> <u>第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。</u>	
(実績報告) 第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（第9号様式）に、次に掲げる書類を	(実績報告) 第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（第8号様式）に、次に掲げる書類を

添えて、当該補助事業の完了した日から起算して 30 日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。 (1) 病院内保育所運営事業経費所要額精算書(第 10 号様式) (2) 病院内保育所運営事業実績報告書(第 11-1 号様式、第 11-2 号様式、第 11-3 号様式) (3) 収支決算書 (4) 委託費の精算書(病院内保育所運営事業を委託した場合) (補助金の確定及び交付) 第 16 条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(第 12 号様式)を知事に提出しなければならない。 3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、第 11 条第 1 項の規定により概算払をした金額がある場合にはこれを精算し、補助金を交付するものとする。 4 知事は前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。 (交付決定の取消し等) 第 17 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。 (1) 第 8 条第 2 項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。 (2) 第 12 条の規定に違反したとき。 (3) 第 13 条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。 (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。 2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。 (消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還) 第 18 条 補助金事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、消費税等仕入控除税額報告書(第 13 号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。 なお、補助事業者が事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。 (補助金の経理等) 第 19 条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、	添えて、当該補助事業の完了した日から起算して 30 日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。 (1) 病院内保育所運営事業経費所要額精算書(第 9 号様式) (2) 病院内保育所運営事業実績報告書(第 10-1 号様式、第 10-2 号様式、第 10-3 号様式) (3) 収支決算書 (4) 委託費の精算書(病院内保育所運営事業を委託した場合) (補助金の確定及び交付) 第 15 条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(第 11 号様式)を知事に提出しなければならない。 3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、第 10 条第 1 項の規定により概算払をした金額がある場合にはこれを精算し、補助金を交付するものとする。 4 知事は前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。 (交付決定の取消し等) 第 16 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。 (1) 第 8 条第 2 項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。 (2) 第 11 条の規定に違反したとき。 (3) 第 13 条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。 (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。 2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。 (消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還) 第 17 条 補助金事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、消費税等仕入控除税額報告書(第 12 号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。 なお、補助事業者が事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。 (補助金の経理等) 第 18 条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、
--	---

これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しておかなければならない。 (補助事業者の義務) 第 <u>20</u> 条 補助事業者は設備及び運営について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重するものとする。 (その他) 第 <u>21</u> 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。 附 則 この要綱は、昭和62年4月1日から施行し、改正後の要綱は平成23年度の補助金から適用する。 附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。 附 則 この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。 附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。 附 則 この要綱は、平成29年4月6日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。 附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。 附 則 この要綱は、令和8年1月26日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助金から適用する。</u>	これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しておかなければならない。 (補助事業者の義務) 第 <u>19</u> 条 補助事業者は設備及び運営について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重するものとする。 (その他) 第 <u>20</u> 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。 附 則 この要綱は、昭和62年4月1日から施行し、改正後の要綱は平成23年度の補助金から適用する。 附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。 附 則 この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。 附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。 附 則 この要綱は、平成29年4月6日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。 附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。 附 則 この要綱は、令和8年1月26日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。
---	---